

水道工事をお申し込みの際の注意事項について

大津市指定給水装置工事事業者一覧表（地域別） ※【修繕対応業者情報含む】

- この一覧表は、大津市指定給水装置工事事業者（工事業業者）の届出内容を記載したものです。
- 記載の修繕対応時間内、対応可能な内容であっても混雑状況等により対応できない場合があります。
- 工事に際しての不明な点は、必ず事前に工事業業者に確認してください。

- 水道の修繕工事（修理）は、お客さまと大津市指定給水装置工事事業者（工事業業者）の間で直接取り交わす契約により行われるものです。ご契約（修繕を依頼される）の際は、工事費等のトラブルを防ぐため、次の事項に十分ご注意ください。

1. 工事業業者によって実施できる工事の内容が異なるため、お客さまが希望する修繕（修理）内容を工事業業者に説明し、工事が行えるか確認してください。
2. 修繕（修理）や増設工事については、新築の際に工事を行った工事業業者など、可能な限り複数の業者から見積書を取ってください。
3. 見積書を依頼するときは、見積費用、修繕（修理）費用、出張費用などについて事前に確認してください。
4. 見積もりが有料となる場合がありますので、事前に確認してください。
5. 修繕（修理）内容、所要時間、概算額等について十分に説明を受け、確認、納得したうえで契約してください。
6. 工事業業者によっては、不在の場合や緊急対応が難しいことがありますのでご了承ください。

※集合住宅及び賃貸住宅の修理は、管理組合か所有者へお問い合わせください。

また、県、市営住宅、公団住宅は各相談窓口へご連絡ください。

※この一覧表は、工事業業者からの届出により作成しております。このため、所在地、電話番号、対応可能な時間、工事内容等が変更されている場合があります。